

基調報告3 「療養所の将来構想を考える」レジュメ

貞松 康夫（菊池恵楓園元職員）

はじめに

入所者・退所者の皆さんに生き甲斐のある生涯がを保障するとの課題は、ハンセン病への偏見と差別を長い間見過ごし許してきたこの国の国民として、また、共生社会を未だ地域に築きえないでいる私たち市民にとっての「人権」の課題であると思います。ハンセン病療養所に勤務して入所者の皆さんの悲しみと苦悩を知りながら、在職中に、偏見と差別をなくすための闘いに正面から取り組むことのできなかつた反省をこめて、そのことをまず強く訴えるものであります。

1. 「療養所」としての実態

現在の国立ハンセン病療養所は、らい予防法の廃止に関する法律に基づき設置されているわけですが、療養所であるので、医療法の定義では病院であり、医療法の適用を受ける医療機関でなければなりません。わが国の医療水準確保のための規制策として医療法第25条により医療監視が行われているはずであります。国立ハンセン病療養所では、それがどのような実態になっているのか情報が国民に明らかにされる必要があると考えています。

2. 療養所なのか、終の棲家なのか - 「療養所」であり続ける必要性

ハンセン病療養所となっていますが、ほとんどの入所者は、本病は治癒されていて、その後遺症と併発傷病のための療養なのであり、地域社会に根強く残る偏見と過去の共生隔離により受けられた被害により入所されていることが重視されなければなりません。

退所者の皆さんも、医療面での不安もあって療養所の近くで暮らしておられる方が多いこと、特に、後遺症、裏傷の治療は、地域の一般医療機関では知見に乏しく対応できない例が多いことが再入所の場合の理由となっている現実があるのです。

3. 将来構想のために必要なことはなにか

国立ハンセン病療養所を、国はどのような医療機関として運営していくのか、明確にされるべきであります。多くを外部への委託治療に頼るようなことがあっては、医療機関としての自らの責任を放棄するに等しく、形を変えた隔離政策でしかないと言っても過言ではないはずであります。

国の、最後の一人まで対応するとの約束が守られるためには、規模は小さくなくなったとしても、その運営の基本方針と具体策がなければなりません。空室が多く非効率なので園内施設を集約効率化するというだけでは、その保障とはなりえないのではないのでしょうか。

当然のことながら、施設整備や将来構想については、全療協や各園自治会との十分なる話し合い、入所者の合意と納得のうえで行われることが重要であることは言うまでもありません。

4. 私の要望

療養所の敷地、建物、設備などのハード、ソフトは地域共有の財産でもあり、高齢化社会に対応しての認知症対策も含めて老人保健施設などの併設も選択肢の一つにすることなどが、最後の一人まで対応する保障なのではないかと私は思います。

また、ハンセン病施設だった医療機関のその後の活用についての諸外国における先例の研究も含めて、ハンセン病市民学会として早急に政策をとりまとめ、提言していただくよう一会員としての願いを述べて発言を終わります。